

平成 27 年 第 2 回臨時会

# 岩見沢市教育委員会会議録

平成 27 年 3 月 25 日 開会

平成 27 年 3 月 25 日 閉会

岩見沢市教育委員会

平成27年 第2回臨時会  
岩見沢市教育委員会会議録  
(平成27年3月25日)

○本委員会に付議した議件

- 1 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について
- 2 議案第20号 岩見沢市教育行政点検評価にかかる検討委員の委嘱に関する要綱の一部改正について
- 3 議案第21号 岩見沢市教育委員会会議の公開方法に関する要綱の一部改正について
- 4 議案第22号 岩見沢市保育の利用に関する規則の設定について
- 5 議案第23号 岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の設定について
- 6 議案第24号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則及び岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正について
- 7 議案第25号 岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則及び岩見沢市立幼稚園園則の一部改正について
- 8 議案第26号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の運用に関する要綱の設定について
- 9 議案第27号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の設定について
- 10 議案第28号 岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の設定について
- 11 議案第29号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の設定について
- 12 議案第30号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について
- 13 議案第31号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の設定について
- 14 議案第32号 岩見沢市家庭的保育事業等の認可に関する要綱の設定について
- 15 議案第33号 岩見沢市延長保育事業実施要綱の設定について
- 16 議案第34号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定について
- 17 議案第35号 岩見沢市一時預かり事業実施要綱の設定について
- 18 議案第36号 岩見沢市特定保育事業実施要綱の設定について
- 19 議案第37号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の設定について
- 20 議案第38号 岩見沢市教育委員会委員長選挙について
- 21 議案第39号 岩見沢市教育委員会委員長職務代理者の指定について
- 22 議案第40号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正につ

いて

23 議案第41号 岩見沢市教育委員会の人事について

そ の 他

○本委員会に出席した者

委 員 長	武 藏 輝 彦
委 員	秋 山 信 也
委 員	大 橋 弘 道
委 員	渡 邊 律 子
教 育 長	舛 甚 和 俊

教 育 部 長	名 和 田 勉
子育て支援推進担当次長	鈴 木 栄 基
学 校 教 育 課 長	加 藤 信 浩
子 ども 課 長	所 美 穂 子
事務局学校教育課総務係長	武 田 弘 毅
事務局学校教育課総務係	虎 谷 淳

午後 3 時 0 0 分 開会

○武蔵委員長 それでは、ただ今から平成 27 年第 2 回教育委員会臨時会を開催いたします。

本日の署名委員につきましては、大橋委員さんをお願いします。

初めに、議案に対する提案理由について、説明をお願いします。

○名和田教育部長 それでは、議案第 19 号から議案第 41 号まで、提案理由をご説明いたします。

議案第 19 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について、及び議案第 20 号 岩見沢市教育行政点検評価にかかる検討委員の委嘱に関する要綱の一部改正について。

議案第 19 号及び議案第 20 号につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 19 号については、岩見沢市教育委員会傍聴人規則、公告式規則、公印規則、会議規則、教育長に対する事務委任等規則の一部改正が含まれております。これらの規則改正につきましては、平成 27 年 4 月 1 日から施行されますが、舛甚教育長が在職の間は経過措置により適用されないということになります。

次に、議案第 21 号 岩見沢市教育委員会会議の公開方法に関する要綱の一部改正について。

議案第 19 号の規則の設定による岩見沢市教育委員会会議規則の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第 22 号 岩見沢市保育の利用に関する規則の設定について。

保育の実施に関する条例の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うことについて、ご意見を伺うものであります。

議案第 23 号 岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の設定について。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、同法第 19 条第 1 項各号の認定区分による利用者負担額を定めるため所要の規定の整備を行うことについて、ご意見を伺うものであります。

議案第 24 号 岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則及び岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正について。

子ども・子育て支援法の施行及び児童福祉法の一部改正に伴い、保育費用に関する規定等の整備を行うことについて、ご意見を伺うものであります。

戻りますが、補足しますと、議案第 22 号については、私立幼稚園の主に保育料の規定を定めたものでございます。

議案第 23 号については、新制度に移行する幼稚園はありませんが、移行した場合の料金について定めたものであります。

議案第 24 号については、ふれあい子どもセンターは、公立の保育園ですが、主にその

保育料について定めたものであります。

議案第25号 岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則及び岩見沢市立幼稚園園則の一部改正について。

子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育費用及び所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第26号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の運用に関する要綱の設定について。

岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第27号 岩見沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の設定について。  
児童福祉法及び同法施行規則の改正に伴い、同法第34条の8各号の届出に関する所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第28号 岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の設定について。

子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した、「岩見沢市子ども・子育てプラン」に位置付けられた子育て短期支援事業の実施に伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第29号 岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の設定について。

子ども・子育て支援法第61条に基づき策定した、「岩見沢市子ども・子育てプラン」に位置付けられた放課後児童健全育成事業の開設時間延長の実施に伴う所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第30号 岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について。

申請事務の効率化を図るため、必要な様式の改正を行おうとするものであります。

議案第31号 岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の設定について。

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第32号 岩見沢市家庭的保育事業等の認可に関する要綱の設定について。

岩見沢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の施行に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第33号 岩見沢市延長保育事業実施要綱の設定について。

公立保育所において保育短時間認定を受けた児童が延長保育を受けることができるよう、延長保育事業を実施するため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第34号 岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定について。

児童福祉法及び同法施行規則の一部改正に伴い、利用調整のため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第35号 岩見沢市一時預かり事業実施要綱の設定について、及び議案第36号

岩見沢市特定保育事業実施要綱の設定について。

議案第35号及び議案第36号につきましては、児童福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第37号 岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の設定について。

病児保育・病後児保育事業の実施のため、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第38号 岩見沢市教育委員会委員長選挙について。

平成27年3月29日の任期満了に伴い、委員長の選挙を行うものであります。

議案第39号 岩見沢市教育委員会委員長職務代理者の指定について。

平成27年3月29日の任期満了に伴い、委員長職務代理者の指定を行うものであります。

議案第40号 岩見沢市教育委員会事務局の組織に関する規則の一部改正について。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正及び平成27年4月1日付けの機構改革及び事務分掌の変更に伴い、所要の規定の整備を行おうとするものであります。

議案第41号 岩見沢市教育委員会の人事について。

平成27年度教育委員会の人事について、同意を求めようとするものであります。

なお、議案第38号から議案第41号までの4件につきましては、人事案件等につき、秘密会にてお願いいたします。

以上でございます。

○武蔵委員長 ただ今、部長のほうから、提案理由の説明がありました。

その中で、日程番号20、議案第38号から日程番号23、議案第41号までについては、人事案件とそれにかかわる議案のため、秘密会という形で会議を進行してほしいということでありました。そのように進めてよろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第38号から議案第41号につきましては、秘密会として取り扱うこととし、後ほど説明をお願いします。

それでは、日程番号1、議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 議案第19号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う関係規則の整備に関する規則の設定についてご説明させていただきます。

お手元にお配りした議案は両面で2枚、その後に、新旧対照表が両面で4枚となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴います関係規則の整備を行うものであります。新旧対照表をご覧ください。

今回、一部改正の対象となる規則は、岩見沢市教育委員会傍聴人規則、岩見沢市教育委

員会公告式規則、岩見沢市教育委員会公印規則、岩見沢市教育委員会会議規則及び教育長に対する事務委任等規則の5規則でございます。

新旧対照表の左側が現行、右側が改正後となっております、※印、ゴシック体となっているのが規則の名称となっております。

これらにつきましては、法律の一部改正により、教育委員長と教育長を1本化した、新教育長の設置に伴い、現在、教育委員長として規定している事項を教育長に改正するものが、主な改正でございます。

岩見沢市教育委員会傍聴人規則第1条をご覧ください。

教育委員会の会議を傍聴しようとするものは、委員長の許可を受けなければならない、と規定しております。その教育委員長の規定を、右側の改正後の下線部分のとおり、教育長に改正をするものでございます。

以下、この規則におきましては、同様の改正でございます。

次に、岩見沢市教育委員会公告式規則につきましては、法律の一部改正による、条ずれのため、引用条項の改正及び、教育委員長から教育長に改めるものであります。

次に、岩見沢市教育委員会公印規則につきましては、別表第1に規定をされておりました、教育委員会委員長印を削るものであります。

次に、岩見沢市教育委員会会議規則につきましては、教育長の規定に改めるもののほか、第5条の委員長の選挙を削り、以下1条ずつ繰り上げるものでございます。

さらに、第5条第1項、及び第2項では、教育長に事故あるとき、又は教育長が欠けたときは、教育長職務代理者がその職務を行う。また、教育長職務代理者は委員の中から、あらかじめ教育長が指名することとするものでございます。

また、第6条第1項第2号の報告は、改正前の教育長の経過報告とともに、今回の改正法第25条第3項によりまして、教育長は教育委員会規則で定めるところにより、委任された事務、または、臨時に代理者事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない、と規定されましたことから、報告事項を開会の後に行うという改正でございます。

次に、教育長に対する事務委任等規則につきましては、法律の条ずれによりまして、引用条項の改正、及び新教育長の任命につきましては、市長が議会に諮り、同意をいただき決定することになるため、改正前の第3号を削るとともに、以下各号を繰り上げるものでございます。

また、第2項につきましては、先ほど、岩見沢市教育委員会会議規則第6条第1項第2号の報告について、ご説明したとおり、法律の一部改正により教育長は委任事務を委員会へ報告することについて、規則で定めなければならないことから、追加するものでございます。

議案に戻っていただきまして、この附則に規定しますとおり、本年4月1日から施行いたしますが、経過措置といたしまして、改正法附則第2条第1項の規定によりまして、現

教育長が在職する間は、各規則の全部または一部を適用しないこととしております。

それは、条文の最後のところに明記をしておりますが、今まで規則で説明した内容につきましては、現教育長が在任期間中は適応しないという形になっているところがございます。

以上でございます。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 はい、ただ今、議案第19号についての説明がございました。

国の法律が4月1日から施行されるということで、それに伴って市も規則を整備するという提案であります。

これにつきまして、ご意見ご質問等ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

○大橋委員 以前、教育委員の研修会においても、この件について説明を受けております。新旧を明確に対照して説明していただきましたので、十分理解できました。

○武蔵委員長 はい、それではご異議がないということで、決定してよろしいですね。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第19号につきましては、原案のとおり決定いたします。

この中では、教育長職務代理者について注意が必要かと思えます。現行法では事務局職員から指定することとなっております教育長の職務代理は、新制度に移行後は教育委員が担うこととなります。ただし、職務代理者が事務執行を行うことが困難な場合には、事務局職員に委任することも可能となっております。そういう環境になるということ、覚えておいていただきたいと思えます。

続きまして、日程番号2、議案第20号 岩見沢市教育行政点検評価にかかる検討委員の委嘱に関する要綱の一部改正について を審議いたします。

説明お願いいたします。

○加藤学校教育課長 議案第20号 岩見沢市教育行政点検評価にかかる検討委員の委嘱に関する要綱の一部改正について、ご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正に伴う、条ずれによる引用条項の改正でございます。新旧対照表をご覧ください。

さらに、岩見沢市教育行政点検評価に関連する事務におきましては、教育長に対する委任事務等規則の規定による教育長に委任される事務から除かれていることから、これに関連する検討委員の委嘱に関する要綱第2条の規定中、委嘱者を教育長から教育委員会に改めるものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 はい、ただ今、議案第20号についてのご説明がございました。

委員の皆様からご意見ご質問がありましたらお願いしたいと思います。

こちらも参照する法律の変更ということですので、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご意見がないようですので、議案第20号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして、日程番号3、議案第21号 岩見沢市教育委員会会議の公開方法に関する要綱の一部改正について を審議いたします。

説明をお願いします。

○加藤学校教育課長 議案第21号 岩見沢市教育委員会会議の公開方法に関する要綱の一部改正についてご説明いたします。

新旧対照表をご覧ください。先ほど決定をいただきました、岩見沢市教育委員会会議規則において、条ずれをいたしましたので、引用しております現行法第15条、第16条、第17条をそれぞれ改正するものでございます。

また、市民が市の情報を一元的に収集できる環境を整えるため、このたび、市のホームページに教育委員会のホームページが統合されました。

このことから、委員会の会議録について規定をしております、第2条の改正を行うものでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○武蔵委員長 ただ今、議案第21号についての説明がございました。

これにつきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いいたします。

こちら条項の変更と、ホームページが教育委員会単独から、市のホームページの一部になるという内容です。

それでは、よろしいですね。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第21号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、日程番号4、議案第22号 岩見沢市保育の利用に関する規則の設定について を審議いたします。

説明をお願いします。

○所子ども課長 議案第22号から議案第37号まで、関連がございますので、一括でご説明してよろしいでしょうか。

○武蔵委員長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、お願いいたします。

○所子ども課長 お手元に、A3縦の資料をお配りしております。

こちらの資料を使いながら、説明をしたいと思います。

今回の改正については、主に、子ども・子育て支援新制度に伴うものでございます。規則の改正が4議案、要綱の改正が12議案ございます。大きく4つに分けて説明をさせていただきます。

まず1点目、規則についてです。

規則については、ピンクの線で囲ってありますように、条例に委任された事項、条例を施行するために定める法規であり、住民の権利義務に関する法規となっております。

また、内部的規制に関することも、規則で定めることとなります。

今回、2本が新設、2本が一部改正となっておりますが、全て子ども・子育て支援新制度に対応するための新設、改正でございます。

白と黒の四角で書いてあるのが、この改正の背景、根拠でございます、白い四角が法律、黒い四角が条例となっております。

まず、はじめに、議案第22号 岩見沢市保育の利用に関する規則の設定についてです。

議案第22号をご覧ください。

これは、子ども・子育て支援法及び児童福祉法をその根拠、背景といたしまして、新設をするものでございます。

1枚めくっていただきますと、別表として、保育料基準額表というものが書いてございます。保育の利用に関する手続き及び、私立の認可保育所の保育料基準額表を定めました。

また、認定こども園の保育所部分、地域型保育所等の利用の手続きに関する申込書等をこちらで定めております。

この規則の対象、何について定めたかということについては、A3の資料の一番右の「対象」というところに書いてあります。対象となるのが、私立の認可保育所、認定こども園、特定地域型保育所などが対象となっている新設の規則でございます。

次に、議案第23号をお開きください。

岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の設定でございます。

先ほど、提案理由にございましたとおり、この規則が適用される施設は、現在のところ岩見沢市内にはございませんが、今後、法を設立されることも視野に、設定したものでございます。背景となっておりますのは、子ども・子育て支援法です。

こちらで定めたのは、特定教育保育施設のうち、認可保育所以外の利用者負担額の基準表でございます。

めくっていただきますと、利用者負担額基準額表が載っています。特定教育保育施設のうち、認可保育所については、公立も私立も市が保育料を徴収します。それ以外では、施設が直接料金を徴収します。

施設が直接料金を徴収することについては、この規則を根拠とすることとなります。特定地域型保育所については、新制度に移行した幼稚園、認定こども園を除いた保育施設で、小規模保育、家庭的保育がこの特定地域型保育所と言われるものです。これは、新しく市が認定をする保育所となります。

次に、議案第24号をお開きください。

岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則及び岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正についてです。

ふれあい子どもセンター条例施行規則には、ふれあい子どもセンターの保育料の基準額表を設定しております。

めくっていただきますと、先ほど議案第22号に出てきたものと同じような形で、基準額表が出てまいります。金額については、議案第22号で定めた基準額表と同額となっております。

ずっとめくっていただきますと、へき地保育所条例の一部改正が出てまいります。これにつきましては、子ども・子育て支援新制度に対応するため、児童福祉法が改正されましたので、それに伴う文言整理でございます。

こちらの対象となる施設については、公立の保育所であり、ふれあい子どもセンター、並びにへき地保育所ということになります。

議案第25号をお開きください。

岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則及び岩見沢市立幼稚園園則の一部改正についてでございます。

公立の幼稚園は、子ども・子育て支援新制度における特定教育保育施設という位置づけに変わります。それによって、これまで一律だった保育料が、応能負担へと変わります。

1枚めくっていただきますと、1階層から4階層まで、基準額が書かれています。また、所得によって応能負担となりますことから、すみれ幼稚園については、所得に応じて幼稚園の保育料が補助される就園奨励費の対象外となりますので、対象外となる旨この規則の改正をいたします。影響を受けるのは、現在のところすみれ幼稚園のみです。

以上の4議案が、規則の改正についてでございます。

次に、2つ目の丸で囲んだ要綱についてご説明をいたします。

要綱というのは、行政機関の内部規定について定めたもので、主に手続きについて定めるものでございます。

議案第26号から議案第34号の6議案については、子ども・子育て支援新制度に伴うもので、支援新制度に合わせるために新設するものでございます。6議案全て新設の要綱となっております。

はじめに、議案第26号をお開きください。

議案第26号は、岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の運用に関する要綱でございます。

背景となる条例は、昨年年第3回定例会において、設定された条例でございます。放課後児童クラブの集団の規模を定めたもので、集団の規模、国の基準では40名に対して指導員を2名配置するようにとされていますが、現在、岩見沢市の放課後児童クラブの定員が70名となっておりますことから、ただちに40名とするのではなく、当面70名と定義しています。

では、その70名をどうカウントするのかをこの議案第26号に定めてあります。登録する児童は全員が毎日利用するわけではなく、登録の6割くらいが平均利用人数となっております。

います。

そこで、毎日利用する児童に、一時的に利用する児童の平均数を加えたものを、集団の単位と考えることといたしました。

ですから、登録イコール集団の人数ではなくて、実際に利用している人数が、集団の人数となるということを、定めたものでございます

議案第27号をお開きください。

岩見沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱でございます。

これまで放課後児童健全育成事業というのは、特に届出を必要とせず、国のガイドラインに沿って運営され、そのガイドラインに沿って運営するところに補助金を交付するというやり方でしたが、新制度では市が届出を受けることになりましたので、その届出に必要なことを定めております。様式が何枚かついていますが、この様式に沿って届出を受けることとなります。

以上、議案26号と27号については、放課後児童クラブに関する要綱でございます。

次に、議案第31号をお開きください。

岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認に関する要綱の設定についてでございます。

こちら、先の第3回定例会におきまして、基準を定める条例を定めましたので、基準の確認に関して必要な手続き、様式の整理をしたものでございます。確認の通知等、手続きが書かれた後に、いくつか様式を載せております。こちらの様式に沿って、届出を受けるものとなっております。

影響を受けますのが、右に書いてありますとおり、私立の認可保育所、認定こども園、新制度の幼稚園、特定地域型保育所で基準にあっているかどうかの確認を市が行うことになるものでございます。

次に議案第32号をお開きください。

岩見沢市家庭的保育事業等の認可に関する要綱の設定についてでございます。

岩見沢市家庭的保育事業の設備及び運営に関する基準を、先の第3回定例会で定めましたので、その運用について必要な手続き、必要な様式を整備したものでございます。

1枚めくっていただきますと、様式第1号から届出に必要な様式が定められています。

次に、議案第33号をご覧ください。

岩見沢市延長保育事業実施要綱の設定についてでございます。

現在、認可保育所では、ふれあい子どもセンターを除く、法人立保育園全てで延長保育を実施しています。

ただし、この延長保育は、市の事業ではなく、各園独自の取組ということで、園が直接料金を徴収して実施しております。

これまで、ふれあい子どもセンターは、開設時間を午後6時までとしているため、延長保育というものがありませんでした。

今回、支援新制度の中では、保育短時間認定という区分ができて、利用時間が午前8時から午後4時までとなっていることから、短時間認定の方が午後4時以降6時まで使った場合は、延長保育の料金を支払いいただかなければならないということになりました。

そこで、ふれあい子どもセンターにおいて、児童が延長保育を受けるために必要な規定の整備をしたものでございます。

この影響を受けるのは、ふれあい子どもセンターのみとなります。私立の保育園については、従来どおり、園の独自事業という位置づけとなります。

議案第34号をお開きください。

岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定でございます。

根拠となりますのは、児童福祉法並びに同法施行規則となります。保育所の優先利用の基準、どういった方を優先的に利用させるかということについては、これまで運用の範囲内で行っておりましたが、これを要綱として定め、明らかにするものでございます。

優先利用の基準につきましては、(1)から(10)に定めてありますとおり、ひとり親の家庭のお子さんであったり、兄弟が既に入園していたり、または虐待を受ける恐れがあるため、一時的に保育所を利用させたほうがよいと、判断されるような場合などで、こういった場合は優先的に利用できるものとして、整理をいたしました。

この影響を受ける施設は、右に書いてありますとおり、私立認可保育所、認定こども園、新制度の幼稚園、特定地域型保育所と、全ての保育にかかる施設となっております。

以上が、子ども・子育て支援新制度に伴う要綱の整備でございます。

次に、岩見沢市子ども・子育てプランに基づく新規事業の実施に伴う要綱でございます。

前後して申し訳ありません、議案第28号をご覧ください。岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱でございます。

これは、いわゆるショートステイと呼ばれているもので、宿泊を伴う保育について定めたものでございます。背景となりますのは、子ども・子育て支援法、または子ども・子育てプランということになりますが、このプランに基づいて、平成27年度からショートステイに取り組みますことから、必要な規定の整備を行うものでございます。

このショートステイを、利用する日数の上限や、料金などについて定めております。対象となりますのは、ショートステイ事業ということになります。

議案第37号をご覧ください。

岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の設定についてでございます。

これも、子ども・子育て支援法に基づく、岩見沢市子ども・子育てプランを背景とした新規事業の実施のために定めたものでございます。病児・病後児保育については、これまで、次世代計画に位置付けながらも、なかなか実現できなかった事業でございますが、平成27年度より、病児保育・病後児保育それぞれ3名を定員として事業を開始することになりました。それに合わせて必要な規定を整えたものでございます。

内容的には、利用対象となる児童、利用時間、利用料金等が、定められているほか、登

録の申込書と様式もこちらに定めてございます。

以上2議案が子ども・子育てプランに基づく新規事業実施に伴う要綱の設定でございます。

最後に、事務の効率化及び適正化に係る改正、新設でございます。

議案第30号をご覧ください。

岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正についてです。

産前産後ヘルパー事業につきましては、これまで、平成25年度から2年間事業を実施してまいりましたが、事業を実施する中で、受付事務の効率化または効果分析等を行うために、様式を変更いたします。

例えば、2枚めくっていただきまして、附則の手前に書いてある欄ですが、派遣期間等というところに、「家事支援、育児支援、家事育成支援」といった分類が書いてありますが、これらはこれまで要綱に定めておりませんでしたので、電話で1件1件聞き取りをしておりました。

それを様式の中に定めて、効率的に集計をし、また、どのように利用されているかの分析を行うために、今回改正をさせていただきたいと思えます。

一つ戻りまして、議案第29号になります。

岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の設定についてでございます。

これは、同じ名前の要綱がこれまでも訓令として定められていました。

訓令となっていたものを、子ども・子育て支援法に伴う必要な一定の整備を行った機会に、そのことを広く市民に周知するために、告示を行うものでございます。

そのため、訓令となっていたものを一旦廃止し、告示として定め直すという手続きを行います。

内容的には、大きく変わりませんが、公立の放課後児童クラブについては、開設時間を延長いたしますので、それに伴う必要な規定を整備いたしました。

次に、議案第35号をご覧ください。

岩見沢市一時預かり事業実施要綱の設定についてでございます。

これについては、児童福祉法の改正に伴い、保育所保育の定義と規定の改正に伴う文言の整理を行うものでございます。

議案第36号をご覧ください。

岩見沢市特定保育事業実施要綱の設定についてでございます。

こちらも、同じく、児童福祉法における保育所保育の定義、規定の改正に伴い、文言の整理をしたところでございます。

議案第35号、36号とも以前から同じ名前の要綱が制定されておりましたが、訓令という位置づけになっていたことから、一旦訓令を廃止し、広く市民に周知するために告示を行うものでございます。告示を行うため、新設という手続きになりました。

以上、議案第22号から議案第37号まで、一括して説明をさせていただきました。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○武蔵委員長 はい、議案第22号から第37号まで一括で説明をしていただきました。それぞれ、新制度に伴って、整理すべきものということでございます。

一つずつ確認してまいりたいと思います。

まず、議案第22号、岩見沢市保育の利用に関する規則の設定について、何かご意見ご質問ございますか。

(「ありません」という声あり)

○武蔵委員長 特にないということでございますので、議案第22号につきましては、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第23号、岩見沢市子ども・子育て支援法に基づく利用者負担額に関する規則の設定についてを審議いたします。

今現在は、対象となる施設がないということですが、認定こども園はこれにあたるのですか。

○所子ども課長 はい、そういうことでございます。

○武蔵委員長 よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議なしということでございますので、議案第23号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第24号、岩見沢市立ふれあい子どもセンター条例施行規則及び岩見沢市へき地保育所条例施行規則の一部改正についてです。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 ご異議なしということでございますので、議案第24号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第25号、岩見沢私立幼稚園就園奨励費交付金に関する規則及び岩見沢市立幼稚園園則の一部改正について審議いたします。

委員の皆様から、ご意見ご質問があればお願いしたいと思います。

すみれ幼稚園に係る負担はどうなりますか。

○所子ども課長 これまでの保育料は所得に関係なく5,000円でしたが、生活保護世帯並びに住民税非課税世帯は、0円となります。所得の応能負担になりました。

○武蔵委員長 了解いたしました。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第25号につきましても、原案どおり決定といたします。

議案第26号、岩見沢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の運用に関する要綱の設定についてです。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第26号につきましても、原案どおり決定といたします。  
議案第27号、岩見沢市放課後児童健全育成事業の届出等に関する要綱の設定についてです。

これについてはいかがでしょうか。特に問題はありますか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 議案第27号についても、原案どおり決定といたします。  
続きまして、議案第28号、岩見沢市子育て短期支援事業実施要綱の設定についてです。  
これにつきまして、ご質問ご意見等ありましたら、お願いしたいと思います。  
よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第28号につきましても、原案のとおり決定といたします。  
続きまして、議案第29号、岩見沢市放課後児童健全育成事業運営要綱の設定について、  
審議いたします。

この件につきまして、何かご意見ご質問ありましたら、お願いいたします。

よろしいですか。

○大橋委員 感想でございますが、私も以前児童館に勤務していたことがあり、時間内では対応しきれないという実態がございました。今回、要綱を実態に合った形に整備していただいたなという感想を持ちましたし、このことによって、保護者、特に母親にとって働きやすい環境が整ったのかなという印象を受けました。

○武蔵委員長 はい、ありがとうございます。

特にご異議はございませんか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第29号につきましても、原案どおり決定といたします。  
続きまして、議案第30号、岩見沢市産前産後ヘルパー事業実施要綱の一部改正について  
を審議します。

これにつきましては、様式の変更ということですから、問題ないと思いますがよろしい  
でしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第30号につきましても、原案どおり決定といたします。  
続きまして、議案第31号、岩見沢市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確  
認に関する要綱の設定についてを審議いたします。

ご意見ご質問がありましたらお願いします。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 こちらもご異議なしということですので、議案第31号についま

しては、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第32号、岩見沢市家庭的保育事業等の認可に関する要綱の設定についてです。

これにつきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議なしということですので、議案第32号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第33号、岩見沢市延長保育事業実施要綱の設定についてです。

対象となるのは、ふれあい子どもセンターということです。これにつきまして、ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

こちらは、延長保育料と同額に設定したということですよ。

○所子ども課長 はい、市内の認可保育園の延長保育料と、同一の保育料とさせていただきます。

○武蔵委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、こちらもご異議なしと認めます。議案第33号につきましても、原案どおり決定といたします。

議案第34号、岩見沢市保育所等の利用調整に関する要綱の設定についてを審議いたします。

優先順位の基準です。これにつきまして、何かご意見ご質問ありますでしょうか。

これは、重視する順番に並んでいるということではありませんよね。

○所子ども課長 そうということではありません。

○武蔵委員長 よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議なしということで、議案第34号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第35号、岩見沢市一時預かり事業実施要綱の設定についてを審議いたします。

ご意見ご質問ありましたらお願いしたいと思います。

よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご意見なしということで、議案第35号につきましても、原案どおり決定といたします。

議案第36号、岩見沢市特定保育事業実施要綱の設定についてです。

これにつきまして、ご意見ご質問がありましたらお願いします。特にありませんか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、ご異議なしと認めますので、議案第36号につきましても、原案どおり決定といたします。

続きまして、議案第37号、岩見沢市病児・病後児保育事業実施要綱の設定について、ご意見ご質問ございましたらお願いしたいと思います。

○秋山委員 要綱自体は問題ないかと思えます。定員は各3名ということになりますが、現状で施設に入りたいという希望者の人数は把握されているのでしょうか。

○所子ども課長 子ども・子育てプランを策定するにあたりまして、ニーズ調査を行っています。ただ、ニーズ調査を行いますと、実際の利用よりも高く出るという傾向にはあります。具体的な人数は後ほどお答えします。

単純に数だけでいくと、確かに収容できる形になっていますが、季節的な偏り、例えばインフルエンザが流行った時と、そうでない時期といった偏りはあると思えますので、その辺の利用調整はでてくると思えますし、希望して利用できないということも有り得るかなと思えます。

○武蔵委員長 利用期間も7日以内としていますが、それでも、利用者が一度に集中してしまう可能性はあるかと思えます。施設の設備等を考えると、限界があります。

○所子ども課長 そうですね、職員の配置基準が、保育士1名、看護師1名ということになっていますが、保育士1名で1回に看ることができる人数が3名程度となっていますので、4名に定員を増やすと、職員を1名増やさなければいけないということになりますので、まずは最低基準で運営をしてみて、実績を見たいと考えています。

○武蔵委員長 そういうことでございます。

よろしいでしょうか。

そのほかご意見ご質問ありますか。よろしいですか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、議案第37号につきましては、原案どおり決定といたします。

それでは続きまして、その他に移ります。

委員の皆様から何かございませんか。

なければ、事務局のほうから、何かありませんか。

○加藤学校教育課長 前回の教育委員会で、第4回教育委員会定例会の日程を、4月23日木曜日ということで日にちまで決定いただきました。時間の決定をいただいておりますので、本日決定いただきたいと思えます。

午後2時から、会場はであえーる岩見沢会議室1でお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○武蔵委員長 はい、今、事務局のほうから、4月の定例会につきまして、4月23日木曜日午後2時から、であえーる岩見沢会議室1で行うことについて提案がございましたが、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり)

○武蔵委員長 それでは、次回定例会は、そのとおりとさせていただきます。

他にお持ちの方いらっしゃいますか。

なければ、一旦ここで休憩とさせていただきます。

(以下 秘密会)

午後4時20分 閉会

岩見沢市教育委員会会議規則第15条の規定により、ここに署名する。

署名委員